

第四十三回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第二十九号

昭和三十八年五月十六日(木曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事秋山 利恭君 理事小山 長規君

理事山口長治郎君 理事丹羽 兵助君

理事足鹿 覺君 理事東海林 稔君

大野 市郎君 金子 岩三君

亀岡 高夫君 飯谷 忠男君

草野 一郎平君 小枝 一雄君

谷垣 專一君 網島 正興君

内藤 隆君 松浦 東介君

栗林 三郎君 中澤 茂一君

橋崎弥之助君 芳賀 貢君

安井 吉典君 山田 長司君

湯山 勇君 玉置 一徳君

出席國務大臣

農林大臣 重政 誠之君

出席政府委員

農林政務次官 津島 文治君

農林事務官 松岡 亮君

(農林経済局長)

五月十六日

委員栗林三郎君辞任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員芳賀貢君辞任につき、その補欠として栗林三郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三七号)

○長谷川委員長 これより会議を開きます。

農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を行ないます。足鹿覺君。○足鹿委員 五月十四日に質問をいたしました残余の質疑を本日はいたしたいと思います。

十四日の質疑の際に、農林大臣の御答弁にわれわれはきわめて不満でありまして、審議が停頓をいたしましたことを残念に思いますが、本日はもつとよく御検討になった結果をまず御答弁願いたいのであります。

それは、改正案による組合別基準掛け金率の算定の問題をめぐるところであります。昨日の農経局長の説明を聞きまして、四百六十組合を抽出いたしまして、これによって組合別の増減を考へると大体半々という御説明でありました。三十七年を新しく計算に入れればなお下がるであろうということでありまして、われわれはそれを期待しておるのであります。しかし増減が半々ということになるということはきわめて重大なことでありまして、今度の措置で農家負担の掛け金率の増加部分に対する補助金交付の規定があるだけで、そこで、この間も要求いたしました基準なり具体的な組合名、額等はまだ知るわけにはまいりませんが、大体どの程度の組合にどの程度の額を出すか、またはそれがいま予定されておる二億円程度のものを大きく上回った場合でも、大臣は責任を持ってこれを農

民負担の増高にならないように処理をする決意があるかどうか。また、料率改定が三カ年間で予定されておるようでありまして、三カ年間は野放しということでは困るのであります。われわれが審議の前提にしておりますのは、少なくとも現在の掛け金以上に上げないで内容を充実していく、こういう考え方の方で立って本案を取り扱っておるのであります。これは制度改正協議会以来の一貫された方針でありまして、この方針にもとるような御答弁を大臣が先日なさいましたから、私どもとしては審議を進めるわけにはならぬということになったわけでございますが、この点について、農林大臣は、農民負担を増加せしめないための責任ある明確な方針をこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○重政國務大臣 今回の制度改正によりまして、それがために農家の負担が増加するということは極力避けるようにいたします。その方法はいろいろあるだろうと思ひますが、結論におきまして、現在の掛け金よりもふえるところがありまして、責任を持って、これは財政措置によりまして現在の掛け金以上にならないようにいたします。

〔明確だと呼ぶ者あり〕

○足鹿委員 まだ明確とはどうも受け取りがたい点があるのであります。一応この間の御答弁を大きく修正をされましたから、一応この点はさらに各個質問の際に詰めたと思ひます。

これは農林大臣でなくともけっこうですが、関連をいたしまして、基準共

済掛け金率の細分化方針がきのう資料説明の際に述べられました。これはあつた場合、三カ年間連続して無事故の場合には、無事戻しは幾ら農家がもらえるのか、この点は今後の改正の中心の一つにもなりますので、予想がありましたならば、抽象的ではなくして、具体的に事例でもつてひとつ答えていただきたい。

○松岡(亮)政府委員 その点はむしろ逆でございます。現状におきましては、組合から連合会へ九割を保障しておるわけでございますが、そういう関係で、ほとんどの組合から連合会に集められた掛け金が納付されてまいりましたのであります。しかし今回の改正によりまして、末端の組合に責任がほとんど留保されるという結果となりますので、逆に、むしろ組合に徴収された掛け金が留保されて、上のほうから組合へ、連合会から組合へ交付されるほうが多くなりまして、大体半々ぐらゐになつてまいらると思ひます。

○足鹿委員 この点についてはあとで触れますから、こまかくは申し上げません。

そこで、次に何つておきたいことは、改正後の掛け金反当平均予想を昨日承りました。それによりますと、三百八十七キログラム、キロ当たり二十七円を選択した場合、国の補助が二百六十一円、農家負担が百五十八円、合せて掛け金四百十九円ということに説明を受けました。しかばその場合に手取り共済保険金は具体的に幾らになつてくるのであります。また、かりにそういうものを選択した農家が

あつた場合、三カ年間連続して無事故の場合には、無事戻しは幾ら農家がもらえるのか、この点は今後の改正の中心の一つにもなりますので、予想がありましたならば、抽象的ではなくして、具体的に事例でもつてひとつ答えていただきたい。

○松岡(亮)政府委員 昨日説明いたしました資料にもございまして、いまあげられた設例におきます反当の平均共済金額は、平均基準反収を三百八十七キログラム、単位当たり平均共済金額を二十七円といたしまして、いまお話しになりました掛け金になるわけでありまして、この場合の共済金額は、ここにも書いてございまして、反当七千三百十四円でございます。それを今回は二十七円——この平均でございますが、最高の九割の場合をとりますと、七千三百十四円の六三〇の反当の共済金がおけるわけでございまして、したがって、目の子算でございまして、四千五百円ぐらゐになるわけでございまして、そういう金額が交付されるわけでありまして。

それから第二点の無事戻しでございますが、無事戻しは、三カ年間無事故が続いた場合には、従来は一年間の共済掛け金の半分でございます。したがつて、百五十八円の半分、七十九円でありまして、今度は一年分に相当するもの、百五十八円が無事戻しされる、こういう予定にいたしております。

○足鹿委員 次に農林大臣にお伺いをいたしますが、昨日説明を受けました

資料にも明らかなごとく、麦作の減少は顕著なるものがあります。ただし小麦の場合は若干例外のようでございます。

す、これは政府の施策がそういふことを推進しておるとも言えるのであります。この場合、小麦は主として販売目的のものが多くと思われまゝ。大抵

については自家用を中心としたものが多い。こういうような区分から見ましても、麦を強制にする理由は、少なくとも現段階においてはもう解消したとも私は思う。しかし麦の主産地、畑作地帯における麦作というのは、あなが

ちこれは輕視できません。したがってこれについては任意として再保険の措置を国に残しておけば足るのでないか。むしろそのような金は他の新しい農業経営の実態に即応する体制につぎ込んでいくことが、本制度の効果を発揮するゆえんではないかと思うのであります。麦については少なくとも情勢が著しく変化してきたことを認め、これに対する任意として再保険の措置を国に残すべく検討する思想があるかないかを伺つておきたい。

○重政國務大臣　御意見一応ごもつともな点もあるかと思いますが、それらの点にはなお十分に検討する必要があると思う。しかし根本の問題といたしまして、農業経営の実態が新しい方向に向かって変貌を現在遂げつつあるわけでございますから、先般も申しましたように、あるいは果樹でありましたとか、あるいは畜産あるいは養蚕の問題というようなものについて、従来と頭を変えてこれをどうするかということを検討しなければならぬ、こう思っております。私はそれと同様の意味であろうと思うのであります。それら

の点につきましては、十分にひとつすみやかに検討をいたして結論を得たいと考えております。

○足鹿委員 本日直ちにその可否を御答弁願うことは無理かと思いますが、十分これは御検討なさる必要があろうかと思ひます。

これに関連をいたしまして畜産物、果樹等の共済制度の問題であります。たとえば果樹共済を和歌山のミカカンについてやつた。ところが一ぺんで成り立たなくなつてやめてしまったというお話であります。これは私が前々

から指摘しておりますように、地方的重要農産物を任意共済でやることは法によつて認められておる。やつたものが、対して国が再保険をするかしないかが結局問題になるというところは、従来指摘してきておる。ところが幾らこれを指摘しても、たとえば北海道の大豆あるいは九州地方におけるなたねあるいは果樹地帯におけるこのような歌山のミカンの事例のように、やつてもあなた方が任意だということによって再保険措置を講じないことが、結局県單

独では維持し切れなくて新しく思いついてはつぶし、また計画を立ててはつぶれ、そして残ったものは赤字ということでお互いに苦しんでおる、こういう実情であらうと思うのであります。したがってこの際果樹等の任意で思いついてこれを実施をした場合、あるいは新しく地方的重要農産物を任意において行なった場合に、国が再保険措置を講じて危険分散をはかることが必要であることは、従来しばしば指摘しておりますが、この点についてはその後いかなうな検討を加えましたか。これは大臣の決断ある御答弁をこ

の際願っておきたい。つくつてはつづれ、つくつてはつづれでは意味をなさぬのであります。この点いかがであり

○重政國務大臣 地方的の特産物についてもやはりこういう共済制度の恩典といいますが、対象にこれをしたらど

うかという御意見であります。これは私もできるだけ取り入れていくのがよろしいと思うのであります。しかしこれはもう足鹿さん御承知のとおり、国が再保険をするということは、一定の損害があった場合に全部国がしりを

ぬぐく」ということがあります。もちろん詳細な十分な統計資料はなくても、ある程度の損害がわからないと、国の負担がどうなるということが予想ができませんので、ある程度の資料を得るということはどうしても必要なことであります。したがってそれらの資料をも十分に調査いたし、それらの資料をも収集をして、そこでこれが一体その対象になり得るものかどうかということを判断いたさなければならぬと思うのであります。これらの点につきまして

は、農林省としてもやはり検討いたしておるだろうと思うのでありますが、いすれにいたしましても農政の方向、農業経営の方向がだいぶん違つてまいっておりますから、それらとも十分に見合ひまして、資料の収集も一方においてははかり、調査もやつて考えたい、こういうふうに考えます。

○足鹿委員 原則的に大臣は、そういう地方的重要農産物を都道府県が任意共済を実施した場合において、数府県できなければこれはもちろん実施困難であります、そうした場合においては、あるいは北海道の大豆というよう

な、一道において実現をしてすでにやっておる、しかし国がめんどろを見なければやれないという結論は出てお

るので、それから、そういう場合に対してはその再保険措置を講じていくということ、まず方針を明らかにして、そして、対策を事務局に命じられてい

くならば、問題は早く解決がついていくし、具体的に軌道に乗ってくると思うのであります。それをなささねば、いつまでたってもこういう問題は政治的判断でいかなければやれないことでありまして、事務当局としてはそう簡

単には踏み切れない。こうやれ、これ
 がよろしかろう、これでやれ、こうい
 う命令をなされる必要があると私は思
 うのでありますが、従来このことはし
 ばしば論じられておるけれどもなかな
 か軌道に乗らない。いかがであります
 か、押して一つ御答弁願いたい。

○重政内務大臣　できるだけ共済制度
 の対象をふやしていくということが必
 要であります、ただいま申し上げま
 したように、災害の共済の原因の発生
 の態様でありますとか、あるいは現実

の被害程度というようなことも、これはある程度の統計資料を得ないと、その政治的にこれをただ判断してやるというわけにもまいらないのであります。なお多くの、多年いつておられる果樹の問題、これらは非常に重要な問題であると思うのでありますが、その問題もこれは手をつけなければならぬということ、もう近々迫つておる問題であり、さらに蚕繭の問題とか、あるいは家畜共済の問題であるとか、いろいろ問題がたくさんありますので、御趣意のように、大豆とかミカンとか——ミカンは果樹の問題に入りますが、あ

るいはなたねとかいうようなものまで
早急に及んでいくことは、一体
できるかどうかは、ちょっと私がいま

お答えをいたしかねますが、とにかくそれらをひっくりくるめまして、少なくともこの次の機会には検討の段階に入るといふことはいたい、こう私は考

ええます。

○足腰委員 どうも不満でありますが、もう一つ実例を申し上げて——この間資料要求をいたしましたのが、保険課関係だけで出てきておるので、園芸局にお打ち合わせになったと思います

が、本年の豪雪による果樹被害資料は
どうなっておりますか。雪が解けなけ
れば被害の実態がわからないというこ
とで逃げておられ、またその対策も融
資一点ばかりであって、何ら改補植につ
いての補助あるいは樹勢回復等につ
いての肥料、農薬等の補助等は一顧もし
ておられません。これは災害対策委員
会で与野党一致の要望であるにもか
わらず善処しておられない。そういう
ような事例がもうすでに出ておりま
す。したがって昨日の農経局長の果樹

共済試験調査実施要領の説明の中に、四方式とかいっておりました。私はあの際のB方式の説明の中にあつたと思うのですが、農家単位品質収量を中心とし、改補植を含めた事故満期方式という表現を局長は使われたと思うのであります。これをやれば、たとえば本年のこの豪雪被害等にとのようにより適用できて、成果があるか。雪の被害というよりなものである、全くことしの広範囲にわたる豪雪または寒気等に基づく暖地における果樹被害等には救済の手がない。これは明らかになつておるにもかかわらず、遅々として対策

が進まないということは、これは遺憾のそしりを免れません。私は大豆、なたねのことをいいます。やれと言ったのではない。大豆にしましても、なたねにしましても、なたねは九州でやつてつぶれた、ミカンも和歌山でやつてつぶれた、大豆は北海道で実験をして、そのまま運々として進まない。こういうことはなぜかという、国の方針がやはり一つの方向を与えて、そしてこれをカバーしてやるような裁断に欠けるからやれないということの一例を申し上げたのであつて、当面なればならないのは、今次豪雪の被害にかんがみましても、果樹の対策であります。

○足鹿委員 豪雪被害の資料はどうしますか。

○松岡(元)政府委員 豪雪の被害のほうは、農林省で調査いたしました。早く急に出されるはずでございます。

○足鹿委員 いずれそれを見たと、各個質問の際にさらにお尋ねをいたしたいと思ひます。

この点は、B方式という方式は、私は聞いておつて、またあとで資料を見まして、いま私が述べたような内容の運営がなされるならば、豪雪等の場合にも成果があつてくるのではないかと、かように思ひますが、果樹共済は、いずれにいたしましても、価格と豪雪とを新しい被害の態様から考えてみましても、早急に改補植を含む対策として取り上げていかなければならぬと思ひますが、その構想には間違ひありません。

○松岡(元)政府委員 ただいまお話がございましたように、B方式で改補植を含めた事故に対する共済を行ないますと、これは先般の豪雪被害に対する対策としては、ほぼ全般にわたつてこれることになると思ひます。しかしきのうも申し上げましたように、本年度におきましては、A、B、C、Dの四つの方式を実際に村の段階でやつてみまして、はたして実行できるかどうかということを試験的に行なつてみようといふところまでまいつたわけでありまして、その制度としてはたして円滑に実施できるかといふことの実験をいたしたいと考えておりますので、その結論が出ますまで、農林省としてはどの方式をとつたらいいかといふことについてまだ申し上げる段階にはないのであります。

開きが大きいといふことは、否定できないと思ひます。したがつてこのことは、共済金額の選択にも関係が出ておきます。手取り共済保険金との問題がまた出てまいります。いざといふときに、あまり低いものを選んでおいて、今度被害のときにもらつてみたら少なかった。こういうことは従来しばしば言われておる。それは基準反収の問題が相当響いておるのであります。これは統計資料によつてあなた方が言われることと現地とはなかなか一致しておりません。これは個別化の徹底化といふことがやはり原則であり、これは早急に実施し得ることを目的として指導していかねばならぬといふ当局の考え方につきましては賛意を表します。従来私どもが主張してきたところである。そこで模範定額制による積極的指導をやつておられますが、やはりこれをやつてみたい、やつてみたいといふふうな三つ四つ方式を示していきますと、先日申しましたように、どちらかといふと現状維持的なものの方をしておる地方幹部が多い。なるべく手数のかかるようなことはやりたくない。とにかくじつとしておつて、ボス支配をやつていくほうがいいといふような考え方を持つておる人もある。ですから、やはり個別化の方向へ模範定額を推進して、そして基準反収の問題についても、またこれに基づく掛け金の問題にいたしましても、農家の自主性といふものが貫かれていかなければならぬと思ひます。この三つの個別化対策の方向として一番私が問題にしておりますのは、三つの組合等が定めた二以上の単位当たり共済金額のうちで組合員等に自主

選択を認める方法という、これを重視しておるのであります。これをどうしてあなた方は推進しようとしておられるのであります。保険の趣旨からいいますならば、この点は大事であります。また将来——従来は一組合単位であつた。それが今度は、二以上の区域に分けることを認めた。さらにこれを部落にいき、個別化していくといふ、方向としては正しい方向が打ち出されたことはけつこであります。やはり個別化が先決であらうと思ひます。これに對して、どのような強力にこれを実施して成果をあげようとしておられますか。この点を、特に方針があるならば、この際明らかにしていただきたい。

○松岡(元)政府委員 ただいま御指摘になりましたこと、私どもも全く同感でございます。その方向に對しまして、今回の改正におきましては相当進んだつもりでございますが、なお一そのこの方向で進めるために、昨日申し上げました三つの方式のうち、できるだけ三つの方式を優先的に考へてもらうように通達等の方法で指導してまいりたいと思ひます。できるだけ個別化してまいりたいわけでありまして、一挙になかなかできないといふ面もございまして、ただいま直ちに全国におしなべてその方式が徹底し得るということとは申し上げにくいのでありますけれども、できるだけその方向で進みたいと考えております。

○足鹿委員 この基準反収との関係で、この評価の問題であります。昨日の資料説明とこれの実情は著しく違つておると思ひます。要するに支払の遅延の問題は、ある程度解消しておりますが、なぜ支払いが遅延するか、またこれが制度不信につながるかといふ点と、問題は農民から市町村の査定、都道府県の査定、中央査定、そして中央査定の一つの基準が農林統計、つまり実収高の最終公表を十二月二十五日ごろであります。統計のあれがやはり基準になる。そうするとそれが出るまではなかなか判断が下せない、そして連合会と政府の考え方というものはなかなか突き合わない。したがつて現地では一日も早くもらいたいと思ひの、意見調整がつかなければならぬ。これがぐずぐずとして進まぬ。このことはやはり重大な問題でありまして、制度不信についての大きな原因の一つだらうと思ひます。私どもは、制度改正協議会は、市町村段階でやつたものに対しては、県段階でやつたもの、国の出先が、事業団という方式をとつておりましたけれども、あれはつぶれましたが、いずれにしましてもこれをでき得る限り圧縮し、そして下から来たものが大きくカットされる、査定を受けるということの、たとえこれが局部的でも、ないようにしていかなければならぬ。そのためには、損害評価会という制度を以前の改正に取り上げましたけれども、それは全く制度だけであつて、昨日も経済局長説明しておりましたが、なかなかうまくいっておらぬ。ですからこの評価会といふものを活用して、そして農民から異議のあつた場合にはそこで再審査をして、そしてそこで厳正に審査されましたものは、一番で中央へ出ていく、そういうふうに行なつていく、ある程度この問題は解決がつくのではないかと。ところが実質的には損

害評価会というものは形式化し、能力を発揮しておられない、これも私は大きな問題だろと思うのであります。今度の改正において、具体的な措置に欠けておる点はこの点ではないか、かように思うのであります。大臣は保険の権威をもって任ずる人でありますから、私が申し上げておることは間違いないとお考えになりますか。そういう方向で対処すべきではないかという私意見ですが、事務的判断ではなしに、大臣の御判断をひとつ求めたいと思ひます。

○重政国務大臣 損害評価の問題は、これは各国ともなかなかむずかしいのです。私も若いときに歩いてみて、ドイツの損害評価のところにも立ち寄ったことがございますが、なかなかそれはむずかしいのです。何かいい方法があれば、これはもう実行するのによぶさかではないのですが、いまのお話の損害評価会というものを大いに活用して迅速にきめるようにしたらどうかという御意見は、私も賛成であります。十分この運営についてひとつ考えてみます。

それからなお最後の決定が非常におくれるのではないかとお話をありますが、これはある程度この実収がきまつた後にその損害額が決定するといふことはやむを得ぬと思うのであります。ただ、それがために災害を受けた農家がもたらべき共済金をそれまで待つというところは、これは非常に困るところでありますから、現在でもやつておられますように、確定損害額はあとになりましても、大体の予想のできる損害額の七割とか八割とかいうようなものを、これを仮払いにして、農家に渡して、最後に損害額が決定したところで精算をする、こういう方法をもつと広く実行をいたして、そういう不便を払拭すべきではないか、こういうふうには考えております。

○足鹿委員 さすがに権威者だけあつて、なかなかいい意見を持つておられるようですので、大いにひとつ具体的に検討して、いまおっしゃったことを具体的にやつていただきたいと思ひます。

次に病虫害事故に対応する共済掛け金の割引を行なう組合に交付する補助金の額について、改正案においては、農家負担掛け金の減額分に相当する額を補助するということになった、きのうの御説明によりますと、反当四十五円程度ですかに聞きましたが、その程度のものであります。せっかく病虫害事故を特定するものを除いてははずすという大英断をやるわけでありますから、この機会に農民に喜ばれるように改正をする問題が二つあると思う。

それは農家負担掛け金の減額をもつと徹底していくということ、いま一つは、防除体制を強化をして、災害をなるべく低下せしめていく、結果としては国庫の負担も軽減をするし、手間も省ける。要するに任意共済などで農民の関心を求めていく。安い掛け金で見舞い金を上げますというふうなことで関心を求めていくということも必要でありまして、しかし問題はむしろ防除体制の強化、実施、これに重点を置いていくというところのほうがこの共済制度としては、本来の筋だと私は思ふのであります。たとえば任意共済の問題についても、長期と短期との話し合いが今度ついたようでありますが、

短期で安いのにはあたりませんで、労働者のやつておる共済組合をごらん下さい。月三十円で二十万円保険責任を持つのですからね。月三十円ですよ。ですからこれに比べれば、国の補助金を、職員その他すべてにわたる補助金をもらつておる共済組合のやる短期共済が、農協の組合と比べて若干安いというふうなことは、性格上からいって当然なことですよ。そんなことを農民にあげつらつてお互いがかみ合うというふうなことは、私はナンセンスだと思ふ。労働者共済なんかは三十円で二十万円。皆さんも入つておられる、われわれも入つております。そのほうがいい。そういうことであります。それから、やはり防除体制というものを力を入れていく、こういうかまが、この際必要であらうと思ふのであります。もっと大蔵省あたりと腰を据えて交渉をされて、この際そういう方向に、もっとこの制度を進めていく、対策を進めていくということ、非常に農民から喜ばれることである。現在でもこれをやつておるところは問題はありません。比較的農協ともうまくいつておる。町村が中心となつて、しかも技術の先頭には共済組合が立つておる。資材の供給は農協がやつておる。非常に円満に喜ばれておる地域を私もよくいふん知つております。そういう方向にもつていくべきじゃないですか、いかがでありますか。

○重政国務大臣 これはもう御説のとおりです。この共済制度を二十数年前にやりました当時に、いま足鹿さんのお話になりましたようなことを頭にに入れて実はやつたわけです。いまお話を聞けば、農協とタイアップしてそういう方向に進んで農民諸君に喜ばれておるといふお話であります。これも非常にけっこうなことであります。病虫害の防除、予防というのは、私はむしろこの共済団体でみずから実行しておつたのであります。これはどうしてその方向に私は進めたい、こう考えております。

○足鹿委員 この問題に関連をいたしまして、特別会計の現況をひとつ発表していただきたいと思います。

昭和三十年以降黒字続きだといわれおられます。つまり、国の特別会計はもうかつておるわけですね。その財務関係の内容をこの際説明を願ひたい。聞くところによりますと黒字が百六十億くらいあるという話であります。農民感情からいってこのような黒字をもつと積極的に、いま私が言つたような病虫害防除体制の強化等にもつと出していったらどうですか。もとに赤字があつたんだからとおっしゃいますけれども、まあいふ昭和二十八、二十九年度の冷害、被害というふうなもの、は、めつたにあるものではない。ことはまたちよつとその傾向もないではありませんが、自來ずつと国庫で特別会計が百六十八億圓も黒字を持つておるといふことは、これは農民感情としては納得できない点があると思ひます。大臣、この点いかがでありますか。

○重政国務大臣 御承知のとおり、この共済掛け金率というものは、十年なり十五年の統計資料をもとにしてやつておるわけでありまして、いま幾ら黒字があるか知りませんが、かりに現在をさうあつても、百億の黒字があつたと仮定をいたしましても、来年はそれが赤字になるかも知れぬといふことであります。やはり統計資料が十年を基礎にし、あるいは十五年を基礎にしておるならば、その十年、十五年の間において考えなければならぬというのが、大体の筋道である。私は考えるのであります。お話のとおり、そういうふうな考えをいたしましても、なお黒字があるというふうなことであります。それは共済掛け金率の算定が実際に合わないということでありまして、将来に向かつては、あるいは現在をさういう基礎において計算してもなお黒字、余りがあるという場合には、お話のとおりにならうものは病虫害の防除、予防とかなんとかいふような災害を防除する方面に使うべきである、こゝろ私は考えます。

○足鹿委員 これは財務当局との関係がありまして、大臣がさうおっしゃつたからといって直ちにできるとは思ひませんが、災害の防除対策に使うのが本筋だといふ御言明でありますので、けつこうだと思ひますが、とにかくこれはいふ黒字であるけれども、過去において赤字があつた、それを埋めるのだからいたし方がないという考え方が一つ。いま一つは、将来また不測の災害が出たときに備えなければならぬのだから、これは手をつけるべきではないという考え方を、もう少し弾力を持たせて、積極的に御解釈になつたようでありまして、この点は事務当局も大臣の意を体して、もつといま私が述べたような点について——これは農民感情の上からいって、どうも納得がい

きがたい。ずつと黒字続きですから

ね。都道府県別に見れば黒字の県もあるし、赤字の県もある。しかし国は一本で二百億近い黒字を持っておるといふことは、どうもおかしい。ですから、そういう点は本気でひとつ対策を考えていただきたいと思ひます。

そこで、今度の制度改正協議会との意見の相違点の一番中心点となります共済事業の一部廃止についての問題であります。これはおととい私が、今回の改正が制度改正協議会の答申と相当距離のある理由を述べました。したがって四十六条の解散条項というものの運用はどうなるのかということをお尋ねいたしました。ところが、制度改正協議会の答申を尊重したと言っておられますけれども、これはそうではない。昨日の資料説明にもありましたように、共済事業の一部廃止についての政令で定める相当の事由とは一体何かということについてでありまして、それについて読んでみますと、それは農経局長通達を延長したものにすぎない。たとえば昭和三十六年十一月十五日付の農経局長通達ですね、事務次官通達であります。その1、2、3、4、5、これを適当に勘案をして、ここで二つの事例に要約したものにすぎない。つまり、「その組合等の被害率が極めて低く、その組合等の区域内の農家のその共済目的の種類に対する経済上の依存度が低いこと。」つまり、あつてもなくてもいいというような地域、その二が、「その組合等の区域内のその共済目的の種類についての耕作又は養蚕の業務の総体としての規模が極めて小さいため、その共済目的の種類について共済事業を行なうことが共済事業の運営上効率的でないこと。」こういうこと

を例示しておる。私ども制度改正協議会が衆知をばらして答申いたしましたことは、要するに四十六条の解散権というものを政府がある程度固執している趣旨もわからぬではない。であるならば、制度改正協議会の答申は、大臣もごらんください。「共済事業の実施と共済関係の成立」というところで、これに四つの項目を示し、特に2の「農業共済組合または市町村(以下「組合等」という)は、共済目的に、その共済目的について現に共済関係が成立している組合員の3分の2以上の同意がある場合には、その共済事業を廃止することができるものとする。」ということをやりたい、3において「組合等は、共済事業が廃止される場合において、その共済目的である農作物を1の一定規模以上耕作している農業者の2分の1以上の同意により、その共済目的について、あらたに共済事業を実施することができるとする。」という条項を起して、三分の二で水稲なら水稲をやめる、麦なら麦をやめる。しかし専門の人々や、いやそれでは困るという人々が相はかつて二つの一以上の同意を得て議決した場合に、これをまた復活せしめるといふ条項を起して解散問題との調整をはかった。これはまことに苦心をして、これにはだれも異論はなかった。満場一致、この点についてはわれわれは苦心をしてこの答申をしたのであります。ところがいまいったように、あつてもなくてもいいというところのものは解散を認めるといふ農経局長の昭和三十六年十一月十五日付の通達と中身は変わっております。少なくとも答申の線とは遠く離れたものである。答申の線は、要

するに組合員感情からいつてどうも現状においてはこの事業はやめよう、といううことがその総会において成規の方法によつて採択された場合には、これをやめることを認める。そのかわり、やめてみたけれども、これはまたこに困るといふ場合もやはり出てまいりましようし、今度は二つの一以上の人々が賛成をした場合にはまた復活することもできるといふことによつて、いわゆるやめつきりということではなしに、そこに農民の自主的判斷というものを尊重し、そういう農民の判斷を通じて訓練をし、そしてこの制度をほんとうに農民のものに密着せしめようという建設的配慮のもとにわれわれはこのような条項を答申しておるのであります。しかるに三十八年十一月十五日通達と中身はほとんど変わりのない。あつてもなくてもいいところがやめる。あるいは水稲で三反歩、麦では何反歩、養蚕では何グラム程度の掃き立て数量のものはやめてもいいというところでは、われわれは解散権を行政措置によつて制限しておるといふいまの行き方にはどうしても納得するわけにはまいりません。これをどのように調整をされる御所存でありますか。この相当の事由という二つの政令内容については私どもは納得するわけにはまいりません。制度改正協議会の答申でこの点については特に異論はなかったのです。一番苦心をした段階であります。四十六条との関係において今後どのように対処されますか。

○松岡(亮)政府委員 昨日の私の説明が足りなかつたかと思つたのであります。補足して申し上げますが、この政令に定める基準は、この基準に該当する場合は一部事業を廃止することができ、こういう規定でございまして、解散認可に関する一昨年の通達とはだいぶ隔たりがあるものでございます。解散認可に関する一昨年の通達は、御指摘がありましたように若干あいまいなところもありまして、どういふ場合に解散できるかということについては非常に明確なきめ方をしていないのであります。この政令によりまして定める一部事業廃止の基準は、一定の規模以下の場合には常に事業の廃止が、特別議決がある場合はできる、こういうことにいたしております。また政令で定める基準も、ここにあげております基準は、一般的にあつて重要な性質がないところではございまして、こういうきめ方でございまして、その点は先般の解散認可の通達の定めるところとはだいぶ隔たりがあると思つておるのであります。協議会案ではどういふ場合といたしまして、協定案ではどういふ場合といたしまして、その点は違つておりますけれども、相当に広い範囲で一部事業廃止が認められる、こういうことになるのでございまして。

○足鹿委員 そのうしますと、この三十八年十一月十五日通達というものは、もしこの政令が出れば当然廃止になりますね。

○松岡(亮)政府委員 その通達は今の一部事業廃止の方針と並行いたしましたので再検討いたしました、あらためて出します。

○足鹿委員 まだこの解散条項というのは再検討するのですか。だからおかしいというのですよ。制度改正協議会の答申は、共済目的に、その共済目的について現に共済関係が成立して

いる組合員の三分の二以上の同意があつたときにはやめていいというのですから、あなた方は一定の条件を持つたものはやめさせる、そこが違つたのですよ。それであなたのほうの説明なりおとこの答申では、制度改正協議会の答申はよく入れた入れたといふけれども、入れ方が根本的に違つて、そのことだけは私ははっきりしておきたい。したがって四十六条の解散権の問題は、このような条項によつて、これを行政措置によつて認可権を振り回して抑制すべきではない、この点について大臣も御同感だろと思ふ。法律によつて合法的に成立した解散、事業休止、これをむやみやたらに一方的に次官通達や農経局長通達で押えるという通達を知事に出して知らぬ顔をしておるというところは、私は不当だと思つたのです。こういう傾向はこの問題のみに限りません。他にもたくさんあります。私はすべてやつてはいかぬとは言いませんが、農民にしましては自分の判断でやるわけですから、やめてから災害がきた、しまったといふときには、直ちにやつぱり復活しております。そういう訓練を経てこの制度というものは農民に密着して行くと思つたのです。何でも上から解散は合法的議決が成立しておつても押える、やらせぬ、こういう行き方では、いわゆるほんとうの農民の気持ちに密着した制度の運営にならないと私は思ふ。やはり農民が怒りを感ぜたとき、運営上に大きな不利、不満を認めたときには、解散権を振り回し休止権を主張して、総会において論議をする過程においてこの運営が正常化され、またその意見が中央にも反映をし、ほんとうのものになつていくので

はないか。それを法律に認められた条項を不当に抑圧をするような運用を一次官通達でもって流すというところについては、私は納得いきません。制度改正協議会の際に、これは審議の冒頭にあなたの方から出ておられるところの小学校委員その他からも青森県の事例等について御発言があった。私からも申し上げて、そのときに善処を約束されておる。ところがその後出たものはこういうものでございまして、まことに私どもは遺憾に思います。この政令の内容について、私は制度改正協議会の意図するものと違つておることを指摘し、もしこれをこのままではいけるとするならば、この四十六条の通達等については重大決意をもって対処されるかどうか。不当な行政権によってこの認可を押えてしまふ、こういう行き方ではないに、法本来のあり方において十分農民に論議をさせていく、何もそうおそれることは一つもないのです。それを押えるところに私は変な感じをむしろ農民側からあるいはその他の立場から見れば持つわけでありまして、そういうときには堂々と認めさせ、そして判断を待つ、こういう行き方が私は正しいと思うのでありますが、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○重政国務大臣 御趣旨の点はよく了承いたしました。したがつてこの改正案が成立をいたしましたならば、十分に検討いたして、できるだけ御趣旨に沿うような措置を講じたいと思ひます。

○足鹿委員 その一言申し上げて御了解を得ておきたいと思ひます。これは、法律に定められておる条件を満たせば直ちに解散になるのであれば、何れも行政官庁が関与する必要はないのであります。民法の法人が解散をすると同じようなことで、何も認可を行政官庁がせぬでもよい、こういうことにならうかと思ひます。それで、三分の二の同意を得て解散ができる法律にあつて、その条件は満たしたとしても、その三分の二の同意を得るその内容が私は問題であらうと思ひます。それからさういふ足鹿さんのおっしゃりたい点なかつたらまたつくればよいではないかということ、これは、解散ということとは自殺でありますから、よほど重大なことであります。でありますから、一応そういう決議ができて、またつくらなければならぬような事情であるならば、十分に反省を行行政官庁は組合員諸君に求めるということも親切なやり方だろうと私は思ひます。相なるべくは、解散をして、自殺をして、また子供を産むというようなことでなしに、そういう場合においては、反省をしたら、今度は改正案においては一部の事業の廃止もできるようなことであることであり、続けることのできるものは続けたい、続けることのできるものは続けたい、はうがよいのじゃないか、こういうような弾力を持つて考えるべきではないか。要は運用の問題でありますから、御趣旨の通りに不当に認可権を乱用し組合員諸君の意に反して解散を抑制するといふようなことは厳に慎むべきであらう、こう考える次第であります。

せんから、その点はひとつ誤解のないようにしていただきたい。いわゆるこれは制度でありまして、農民が制度の運用に不満があつて、その不満のあらわれとしてそういう意思表示をするといふことは、制度運営を正常化していくという最後の切り札ですから、それを行政官が法律に認められた認可権を不当に乱用して抑圧するような通達、一定の条件を出してこれを押えていくといふようなことは、おやめに言つておるべきだといふことを私は励ますなどといふことは毛頭考えておりません。御了解を願つておきたいと思ひます。

次に不足金の融資機関についてであります。今回の改正によつて末端の組合に大きな責任を持たせる方向に進むことになると思ひます。これに関連して政府は不足の金に対する融資を受けることになつておる農業共済基金であります。しかも県連合会が事業資金についてのみ借りられることになつておる。金利は一銭一厘でありますから非常に安い。これを、今度は通常災害部分を末端組合に与えるわけでありまして、当然末端組合も基金から融資が受けられるようにすべきであると思ひます。これは当然であると思ひます。高い金をよそから借りたのでは、不足金を処理することが直ちにまた組合員の負担に変わつてくる、こういうことにならうかと思ひます。したがつて現在の三十億といふ基金量をもつてはたして満足いくかどうか

か、やつてみなければわかりませんが、これは昭和三十一年から実施するわけでありまして、こういう構想についても一連の大臣構想をお示しを願つておきたいと思ひます。

○松岡(元)政府委員 ただいま御指摘のありました点は、今後の運営上かなり重要な問題でございまして、私も十分検討をしたのでございまして、しかしながら、今回の改正によりまして組合は責任を拡充されるわけでありまして、従来と違ひますのは、従来は一割を留保いたしまして九割を連合会に付保したのでございまして、そのため手元に残る留保される資金はきつめて少なくて、逆に、従来は通常、異常、超異常の一割について、通常だけでなく、異常、超異常を含めまして全体的災害に対する一割は責任を持たなければならぬといふような形になつておつたのでございまして、それを今回の改正では、責任は通常については相当に持つ、しかしながら異常、超異常の部分については責任を持たない、こういう体制に切りかへますので、一面において手元に留保される資金が豊富になり、逆に責任はその面では小さくなる、こういうことになつてございまして、したがつて御心配のような事態は従来に比べてずっと少なくなる、実態的にそういう事態が少なくなるというのが第一でございまして。

第二には、今回の改正で通常に關する責任が末端の組合におりますが、その二割から五割の範囲内で連合会に付保する、こういうことになつて歩合保険でございまして、その際には二割ないし五割の範囲といふことでござい

して、一時相当大きな災害が出る可能性のあるような組合につきましては五割の付保をしてもらふ、大きな災害が出る可能性が少ないところは二割ぐらいにとどめてもらふ、こういうふうにきめてもらいたいと思ひますのであります。そういう二点によりまして、そういうふうな心配はあまりないと思ひます。そのうちな心配はありますが、それでもなお最初のうちはなにかといふ事態が出た場合は現行制度と同じように削減もできる、こういう制度にいたしたいと考えておるわけでありまして。

○足鹿委員 私はそれは少し甘いと思ひます。これは大臣裁定をしていただきたいと思ひますが、いま局長が御答弁になつたような方向でいきますと、それこそ問題が起きてくると私は思ひます。それは要するに、基金などの融資を受けなくともいふような行政指導をもつて考へておるということ、は、市町村の通常責任に対する責任額に制限を加えて自主性を喪失せしめるか、あるいは果敢に再歩合を行なつて実質は現状と変わらないような運営になるおそれが多分にあります。そういうことをやりますと同じことになりまふ。これではわれわれが非常に長い間検討をした価値が疑わしくなりまふ。私どもはこの点については相当長い間検討を加えてきておるのであります。今度も、末端の自主性といつても、いわゆる歩合を認めておる限りは、要するに、たとえば高被害地区の市町村はやり切れませんから県に歩合共済を申し込むでしょう。今度は低被害地域はその必要がないから自分たちのところで自主性を發揮して運営をいたします。そういったまふと県連はや

り切れませんね。そういう危険なものだけかかえておったのでは運営ができませんから、勢いだんだん実質的に、組合長会議の決議だ、それ何だというふうにしてじりじり締めつけてきて、結局は全部再歩合、こういうことになりまして。そういうことにならなければ連合会はやれませんか。再歩合は成り立ちませんか。だからいまの再歩合制度というものは、いわゆる考え方自体としては一応筋を立てたつもりであるけれども、運営の実際を通じて矛盾が激発してくる。名目だけの自主性に終わる。ですから私は、ほんとうに市町村の自主性を認めていくというところであれば、高被害地であらうが、低被害地であらうが——いままあなたが言われたような方針を要当とするかどうかについては、私もまだよく検討して見ないとわかりませんが、少なくとも法律の改正の建前からいけば、いわゆる再歩合はできるだけこれをやめさせて、市町村の自主性でやらせていく、こういう基本方針に立っていった場合には、やはり市町村が基金を利用する道をあわせ考えるべきではないか、当然こうなってくると思うのです。もしなければ私はおかしいと思うのです。まあこれは議論になりますが大、大臣、そういう問題があるということについて、これは事務局判断だけではなくて、制度の基本に通ずる問題でありますか、いかようにお考えになりますか、大臣の所信をひとつ伺っておきたい。

○重政国務大臣 いまの高被害地と低被害地の組合とで、通常災害の組合と県連との分担率を違えるということでは、これは一がい理由のないことではないと思うのです。組合の区域というものと県連の区域というものは非常な広狭があるのでありますから、危険分散の趣旨からいけば、この間の責任の分担の歩合を低被害地と高被害地とで異にするというところは合理的である、こう私は思うのです。ただ末端において、通常災害責任がこの場合問題になりますか、それについての責任を完全に果たすことができるようにするためには、いまの、基金から借り入れ金を認めるようにすべきではないかという、こういう御意見は一応私はうなずけるのであります。しかしこれは、被害率の妥当性と申しますか、非常に正確のものであるかということが問題になると思うのであります。と申しますのは、十年なり十五年なりの統計を基礎にして共済掛け金率というものがきめられておるわけでありまして、それを極端に言えば、そのとりに被害が起つてくれば、年々共済金の支払い、あるいは支払わないといつても十年、十五年を通計すればほとんどない、こういう筋合いになるわけでありまして、それから、これは借り入れ金を認めても、それで組合が支払いができぬという場合にはならぬ、こういうことも言えるわけなんです。これは理屈であります。しかしそこら辺は、実際問題として十分にひとつ運営上検討してみることが必要かと思つて、事務局としては、ただいま申し上げたような考え方をいたしておりますが、私も無理のない話だと思つて、私もこれでお申し上げられることは、ひとつこれでしばらく運用をしてみ、足鹿さんのおっしゃるような不合理が随所に起りそうだと、いうことであれば、これは現実的に即して方法を

講ずる、こういうことで私はいつてみたらどうか、こう考えます。

○足鹿委員 これは昭和三十一年から実施した晩のことでありまして、いまこれをとやかくあげつらうわけではあります。しかし、考え方として、原因と結果、結果と原因で、運用のいかんによつては必要がなくなり、運用のいかんによつては必要があるようになるのです。ですから、これはよく御検討になつて、あまりこだわらないで、やはり市町村の通常災害に対する責任部分についての運用に——本来の精神を流脱することのないよう、な考え方、運営をすれば赤字が出る、不足金が出る。その不足金はこの基金から借り得るような道を考えるべきであるというところは、私は別に間違つた主張ではないと思つて、当然お考えになつてはかゝるべきだ。そういう趣旨に御了解をお願い、御検討をお願いという御答弁と理解をいたしまして先に進みますが、時間がありませんし、他の同僚議員からも御質疑の通告がありますから、もうあと二点だけ、事務的な条項がありまして、それは全部割愛いたしまして、大きな問題だけ二点をお尋ねをして、私の質疑を終わりたいと思つてます。

次の問題は、市町村公営地区における任意共済事業の問題であります。本来、任意共済事業は、単位共済組合がその組合員を対象として行なうべきものであります。市町村公営地区が飛躍的に増加し、いよいよ増大しつつある今日の情勢におきましては、いままでのように、なおこれを機械的に、市町村をして取り扱わしめることはいけないうんたという考え方が取り扱ひというものは間違ひではないか。それは、この市町村公営の制度を始めた当初においてはなかつたのです。現在では六百以上になつておる。こういう状態で、本年は千にも達しようという段階であります。したがつて、市町村にはかたくな任意共済の取り扱いを厳禁しておきますから、法にはないにもかかわらず、連合会と、何か中間機関は、法的にも存在せず、また法的裏づけもない協議会のようなものができて、そこで掛け金を集め、そして無事戻し金やあるいは手数料の還付があつても、そこで持つておる。そうすると市町村の特別会計にも入らない、こういう矛盾があるので、これから特に大事なことは、単位組合の責任が増大してきます。そうすると、財務管理というものは、任意共済とあわせて厳重にしないといふ間違ひを起しやす。現にこのような矛盾した、もう六百をこすような市町村公営の場合に、もやもやとした、法的な機関でもなければ何でもない推進員といふものを置いて、そして協議会といふものをつくつて掛け金を集めておる。これは特別会計にもどこにも入らぬ。銀行に預けておるのかもわからぬ。農協に預けておる場合もあるでしょう。自分であつておる場合もあるでしょう。また県連からきた無事戻し金や手数料等——これは当然必須事業に関連をして行なわれる任意事業です。それが市町村に移つておるのであります。それを、収入のあつた場合あるいは支出のあつた場合、市町村の特別会計でやらせて悪いという理由はどこにもないと思つて、当初においては、なるほどそういう点があつたかしらぬ。しかし、この点について、大分県の大南町が大分

県知事に申請をしておる。前の方を略しまして、申し述べたまでもなく建物更生共済、建物共済はその事業内容においてこそ相違があるにしても、災害による農家の貧窮と困難に備へての共済制度という点については軌を一にしまして、毫末も遜色なきものと理解しており、之が必要については不斷ご当局のご指導を戴いて事業の拡充発展を期しておる処であります。にも拘らず、町内において二つの団体が事業対象を一一にして別個に事業を行つことは行政の立場から無為に看過し得ないものと、配慮から、農協一元化を企図したこと以外ありません。要するにこういう場合は農協の創意によつて——農協の創意といふことはその地区の農民の創意によつてやらせてくれといふことを知事に申請をしておる。ところがこれが一向に何らちががあかない、このときの措置は一体どういふ措置をしておられますか。今後こういう事例が私は出てくると思つて、これは話し合ひで片づけるのだといふことになつております。こういう事例が出てくると思つて、一体どういふふうな措置をされるか。大分県知事は農林省の見解をただしてきまして、大南町長と大南町の組合長からの知事あての要請について、その場合に、農林省はどういふ指示を下さるのか。もしあればこれを伺つておきたい。要するに市町村公営の場合における空隙といふか、問題といふか、この問題を合理的に、財務的にも事務的にも処理していくといふことは喫緊の問題だと私は思つております。その点を伺いたいのであります。改正法の第八十五条の十二に、農

うことになっておりますが、こういう場合に該当するのじゃないですか。とにかくこの点はもう少しはつきりしていただきたい。

それから、ついででありますから財務管理の問題でメモをしておいて御答弁願いたいのでありますが、先ほどの大南町の事例に対する取り扱い、それからいま申し上げました八十五条の農協業務への委託とはどういうことをいうのか。私がいま大南町の事例を言いたようなことをもつと延長していけば何も問題はないと思う。それと市町村段階の手持ち金の増加等に伴う参事制あるいは会計主任制等を置いて財務管理の万全を期する必要があるのではないかと。現在のようないふことはともかくいけません。間違いがあつたときにはほぞをかまなければならぬ点がありますので、この点を、市町村公営の現実に進捗しつある情勢にかんがみまして御意見を承っておきたいと思ひます。

それからきのうの資料説明の際に市町村条例の制定基準いかんということ、私が伺いました際に資料を示されまして、これは組合の定款をそのまま写しただけのものでありまして、私が言っておるのは、運営委員会のようなものをやはり指示をして、そうして市町村公営になると官僚化するといふ批判が一部にあるのです。これはもつともな批判でありますので、それらにこたえるためには専門家や、あるいは農民代表や、あるいは市会の代表や、あるいは評価委員の権威者といふようなものを入れまして、そうして市議会の専門機関のような共済制度の運営委員会のようなものをつくつて、そこに農民

意思の反映をはかつていけば、この官僚化の問題等についてはある程度緩和できる、こういうふうには私は申し上げておるのであります。やはり定款をそのまま条例に入れてみたところでこれは意味ないことでありまして、私はそういうことを聞いておるのではなかつた。以上の点を伺ひまして、あともう一点最後の締めくくりを大臣に申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○松岡(亮)政府委員 まず第一点の大分県の事例でございますが、これは諷刺めしたところ農林省に私のほうにも農政局のほうにも連絡がございます。それでどういふ事態でありますか具体的なこととはまだわかつておりませんが、ただ申し上げられますことは、大分県におきましては、昨日も申し上げました建物共済に関する分野協定ができていないのでございます。全国二、三の県の例に該当するのでございす。そういう関係でどちらがやるということが不明確なために、知事が処理をややおくらせておるのではないかと、これはこちらの推定でございますが、そういうふうに思ひるのでございす。

第二点の農協への事務の委託でございますが、これは昨日資料にも入れてお配りしてありますが、掛け金の徴収あるいは共済金の支払い等を農協に委託することができるようになっております。これは任意共済についてもできることになるのでございます。

第三点の参事制でございますが、これは現在におきましてもほとんど全国の連合会に参事が置かれておるのでございす。法律上の制度として参事

制といふものはまだできておりません。御指摘のような財務管理の責任の明確化とか、あるいは制度の運営の実質上の責任者として参事制を法律上の制度としてつくるのが適当であるとか、また法律上どういふ責任を参事に持たせるのが適当であるかといふことは、農協の場合にもいろいろ検討したことがございす。いまのところいづれが是であるかといふことをまだ結論としては持つていないのでございす。今後十分検討させていただきます。

それから、市町村の公営の場合におきまします基準につきまして、きのう申し上げた資料の説明でやや足りないようございまして、御指摘のよう、市町村に移譲された場合に農家の意図あるいは専門家の専門的な意見といふものが十分に反映されない心配がございす。特に最近のように都市化された市町村におきましてこの制度が移譲された場合に、従来のように組合でありまして組合員全部が経営に参加するわけではございません。市町村の場合には市町村議会でいろいろなことが決定されておるわけでありす。したがってそういう意見が反映されないおそれがあるもので、先般の通牒では農林委員会の意見を聞くようにしていただきたいということを通達しておるのでございす。いまお話をいたしました専門家を加えた運営委員会といふものをこの制度の運営について設けるというところは、なかなか私どもも示唆に富む御意見だと存じますので十分研究いたしまして、あるいはこういうものも加えるという方向で検討させていただきます。

○足鹿委員 十分な御答弁とは思いますが、先を急ぎますのでこれ以上申し上げません。とにかく農林委員会の意見を徴するなどというふうなことでこれは問題になりません。現在農林委員会の運営といふものにつきまして、なかなか問題がありまして、そういった程度では市町村に移譲した場合に農民の意思の反映の措置として妥当とは考えられませんか。検討するということでありまして十分御検討願ひたいし、また大分県知事からは何らの連絡がなかったといふことでありますので、いたし方がありませんが、しかしこのういふ事例がどんどん出てくる。これに対する考え方なり取り扱い措置といふものについては、十分御検討になつてしかるべきだといふことを御指摘申し上げて、最後の点を大臣にお尋ねいたします。

先日も申し上げましたが、農政補助機関的な農業団体、たとえば国の補助、助成を基本として成立する農政組合といったような農政補助機関的な性格を多分に持つておるものに対し、特別職公務員がいわゆる長となるという場合が相当ございす。私は特定の事例をさして言つたり、あるいは同僚議員にそういう方があつて、だからといつてこれをとかやかく言つておるわけではございません。制度自体として申し上げておるのであります。自主的機関はおのずから別であります。そういうことと妥協性について、大臣はいかに考へておられますか。むしろ専念をしていかなければならぬという立場からは、そういう兼職の問題等は、でき得る限り避けられれば避けるべきではないか、こういう考え方も成り立つと思ひます。

最後に、川島行政管理局長官は、去る四月二十三日の朝日新聞によりまして、行政管理局長官として、千葉県千葉市の市庁舎において記者会見をいたされ、それは四月二十二日のことのようにありますが、その際にこういうことを言つておる。「農業共済制度は集金が強制的な性格を持つてゐる。加入者の数がふえているので未納金が多くなつてゐる。これを解決するには現行制度を再検討する必要がある。すでに政治問題にもなりかけている。」と語つてゐる。この談話の趣旨は、これは行政管理局長官の御出席を求めて、必要があれば真意を伺ひたいと思ひますが、昭和三十六年でありまして、行政管理局は勧告を発しておる。この前の審議のときにも、勧告は慎重に検討して実施するといふことを言つておられるけれども、あまり具体的な進行がありませんが、すでに政府提案としてこの本家が提出されておる。さなか、四月二十二日です、国会の審議は始まつておりませんが、とにかく審議を急いでくれといふ。

つと思ひます。しかし組合員の総意によつて選ばれることを何ら妨げるものではないという立場からも、また何ら拒否すべきものではない。しかし非常に問題があるように私は思ひます。これはしつこくは申し上げませんが、問題点として御指摘を申し上げます。大臣に御所見があれば承つておきたいと思ひます。これは制度改正協議会の際にも、兼職禁止問題については非常に議論のあつた点でありますので、一応申し上げて、御所見があれば承つておきたい。しつこくは申し上げます。

さなかに、行政管理局長官がこのよう
な見解を発表しておられる。そうす
ると、私どもが不審に思うことは、この
案が提案をされる場合には、閣議の決
定によって提案をされたものと思ひ
ます。その閣議には川島さんも参加し
ておられるはずである。従来管理局長
官としてしばしば勧告も発しておられ
る。にもかかわらず、現在国会におい
て審議されんとしておるさなかにあつ
て、現行制度を再検討する必要がある
と発言をされるという事は、これは
閣内不統一ではありませんか。私は
これを読んで実は驚いておるのです。
一体農林大臣はこのよう重大発言に
ついて、川島行政管理局長官の協議を
受けて、その協議の結果がこの発言
となつたのであります。これをひと
つ明らかにしていただきたい。事は
どうも、川島発言は行政管理局の
監察結果に基づくものと私は考えま
す。こういうことを断言されるのは、
ほかの閣僚は言いません。要するに監
察結果からこういうことを言つておら
れると思ひます。したがって、一べん
管理局長官に御出席を願ひまして、本
日でもなくともいつかでありまして、
長官のほうにおひきかへを願ひ、委員
計らいをお願いしたいと思います。要
するに、行政管理局の勧告は、制度の
市町村移譲の方向であります。農林省
も公営化の方向に進むことに賛成して
おると伝えられておる。しかるに与党
の一部に——一部と私はあえて言いた
い。既存の組織を、これをなるべく現
状にしておきたいという意図がありま
して、そして制度改正協議会が苦心修

たんをしてまとめ上げたものが、一番
冒頭に述べましたような経過をもつて
むざんに切り刻まれて今日の結果に
なつた。要するにその裏話をここで申
し上げるようなことは、私は構ひたい
と思ひますが、これは理外の理によつ
て判断されておる点があるのです。現
在の市町村の場合、県連の場合は、こ
れは労働者としての組織もできますま
いし、ほとんどあつても職員会程度で
ある。これが市町村に移譲されたりあ
るいは事業団になった場合には、い
ゆる労働者としての自覚がこわい、こ
ういった制度とは全く関係のないこと
からゆがめられたと世間では伝えられ
ておる、そういうことも私も聞いて
おるのであります。この委員会に席
を連ねておられる同僚の与党の諸君に
は、そのような人はおられないと私は
ここで明言をしておきますが、少なく
ともそういうことが審議の内容として
伝えられておる。要するに市町村公
営化が進んだり、事業団化が進んでい
く、労働組合の組織ができる、これは
自分たちの組織基盤の一つの大きな変
動を起すことというふうな——これは表
向きには理由にはなりませんが、こ
れはどこにも文章はございせんが、こ
ういふことが伝えられておるのであ
ります。これは理由外の理由として本
制度がいろいろもつれた一つの理由、
経緯の一端を示しておりますが、私は
勤務年数の通算制等の実施によつて職
員は熱烈に市町村公営を望んでおる
と思ひます。この事実は、すみやかに自
治省あるいは財政当局とも協議をされ
て、公営化に対するところの具体的
解決すべき諸問題、たとえば市町村が
財政支出をしております金額が、きのう

の資料によれば、三億四千万というこ
とであります。まだまだこれはふえてい
くであります。市町村固有の事務
ではあります。少なくともこれは
農民にとつては重大なことであり、市
町村の産業経済活動の災害対策の分野
においては大きな比重を占めるもので
あります。これはまじめな市町村
長であれば、進んでこれを市町村公営
に求めたい。がしかし求められない原
因は、金がかかるとしてはうがな、し
かし交付金の基準算定、財政需要額の
基準算定に入つておらない、そういう
ような点が出てくると思ひます。これ
は特別会計主義でありますから、その
利害得失というものは、交付金の場合
より特別会計主義の方がいい、補助金
で特別会計あるいは国から受けていく
農林系統からくるものとしては、その
行き方が一応考えられる。しかし市町
村のいわゆる固有の事務とは言いがた
いけれども、固有に準ずる大きな性格
を持つ意義ある仕事でありますから、
当然これは基準財政需要額は算定をせ
しめて、さらに市町村が固有の財源を
これに投じた場合にはその裏づけをし
てやる、こういうことにしていきたい
ならば、公営化も進み、また職員も喜
んでこの仕事に専念をし、そして人材
がどんどん農林団体から去つていくよ
うな悲しむべき現象もこれを未然に防
止し、進んで人材を求めていくとい
うことも可能であります。要する
に、こういう対策を自治省なり財政当
局とも協議をされ、そして今後大きな
制度の抜本改正に備えられるべきであ
ると私は思ふのであります。今次改正
は抜本改正に値しないといふことを私
は冒頭に申し上げましたが、大臣は、

重要な点に一応触れたという御答弁で
ありました。あながち全面的にこれを
否定するものではありませんが、重要
な点に触れた程度でありまして、農民
が期待しておる抜本改正とはわれわれ
は判断したい、きわめて今回の改正
については不満であります。農相の再
考を求め、さらに質問を終わるにあ
つたて御決意を御表明願ひたい。前述
いたしました、川島行政管理局長官が
四月二十二日、千葉市役所において、
現行制度の再検討をする必要があると
いうことについて協議を受けて、この
ような発言となつたのか、あるいは協
議は受けないけれども、この行政管
理局長官の発言を要当と認め、あるいは
私どもの指摘を要当と認めて、将来の
抜本の改正にいかに対処されるか、こ
の問題を最後にお尋ねをいたしまして
私の質疑を、一応大臣に対する質疑は
終わりたいと思ひます。この点誠意あ
る御答弁を要望いたします。

○重政国務大臣 川島行政管理局長官が千
葉で何か新聞記者に話されたといふの
が新聞へ小さく載つておつたのは私も
見ました。見て、何かこれは間違ひ
じゃないかと思つたのですが、聞いて
みますと、やはりそういうことを言つ
たのではないというお話であつたので
あります。しかししつぱにいたしま
しても、私は管理局長官がこの問題を
抜本改正の必要があるとかないとかい
うようなことまで外に言われるとい
うことは少し行き過ぎじゃないか——か
ういふことがあつたとしてもで
す。ではないかと私は思つておつたの
であります。これはよく、あれであ
りますれば長官からひとつお聞き取り
をとるのも一つの方法であるかと思ひ

のでございすが、掛け金の徴収が滞
納が多いというふうなことにつきま
しては、これはところによればさうい
うこともあろうかと思ひますが、これ
はやはり制度全体として考えなければ
ならない問題で、それが協議会でもい
ろいろ考えられ、今回の改正案にもこ
れがみんなつながつておるわけであ
りますから、私はさういふふうに御承
を願ひたいと思ひます。もちろ
ん閣議においてはこれを提案すること
をみんなサインをしなければこれは国
会に出てくるわけにいかぬのでありま
すから、これは御了承になつておるこ
とは間違ひございせん。

それから第二に重要な問題にお触れ
になりましたが、足利さんの御意見
は、私はおそろしくこれは公営にやるの
がよろしいのだという御意見であらう
と思ひます。私は、この点は一得
失と申します。現在のような農民の
自主性を保つた組合で運営するのが農
民のためによいか、あるいはそれを
市町村その他のもので公営でやるのが
農民のためによいかという事は、非
常に重要な問題であると思ひます。実
際の問題をいまして。先ほども話が出
ましたように、ことに今日のような非
常に市町村の区域が大きくなつてい
る、ところによりましてはさういふ
いろいろのことがありますので、農民諸
君の考えというものがそのまま一体反
映し、運営にあつていくかどうか
という事は、非常に私は問題だと思
ひます。これは各国の例に
見ましても同様のことが私は言える
と思ひます。そしてこれはあく
までも農民諸君自身の利益の問題であ
りまして、いまのお話のようにそれに

勤務する職員のためにこれをどうする
というのを考えるわけにはいかない
と私は思うのであります。その裏話の
あるようなお話がありましたけれど
も、その裏話は私は全然承知してお
りません。私はまあ顔面どおりでこれ
今日までやってきておりますから、そ
ういふ点は、もしそういう裏話もあ
つたりいろいろしますれば、なおよく
とつ調べてもみましますし、それから公
営がいいかあるいは自主的組合の経営
がいいかということは、これは将来に
わたつても十分検討すべき問題で、非
常に大きな問題でありますから、私は
はり現行制度でいくのがいいのでは
ないか、こゝろいふに考えております
が、なおよく検討いたします。

○足鹿委員 先ほど申し上げましたよ
うに、川島管理庁長官を適當な機会に
出席を求めましてこの問題は究明を
いたしたいと思ふ。閣内不統一であり
ます。ただ普通の大員があらまて発言
をされたということがあるならば、一
いやくも閣内きつての実力者といわ
れる川島師団長閣下が言われたこと
に対しては、その一言は金銭の重みを持
たねばならぬ。いわんや行政官理庁長
官としての記者会見の席上において述
べておるのであります。しかも、ま
ごとにおもしろいことを言っておる。農
業災害補償制度の集金が強制的な性格
を持つて上云々というふうな、ま
ことに新しい感覚を持つてやつてお
られますので、この点については行政
官理庁長官の御出席をわづらわして検
討したい。

なお私が職員のために公営制度を望
んだかのごとき御発言がありました
が、私は決してそういうことを申し上げ

おりません。要するに職員の身分の不
安定がひいては運営の不健全化を来
す、したがつてこれは職員というもの
は大事にしなければならぬということ
を一例として申し上げ、また公営化を
必要と認め、また農民が歓迎してお
ればこそ、六百万をこすような実績が
あらわれ、将来もこれが進行しつつあ
るのではありませんか、この現実を
あなたのような解釈をもつて阻止され
ようとするのは、これは見当違いであ
ります。私もこれは見当違いでありま
す。私どもはそういう現実の上に立
つて、これが農民のために有利であ
り、農民のためであるという考え方に
立つて所論を進めておるということも
よく御理解願つて、私の発言の一部
分をつかまえて反論を加えるような
御答弁は慎みおきを願ひたい。そう
しないといつても質問が終わりませ
ん。

○重政国務大臣 川島長官の問題であ
りますが、これは御承知のとおり実
力者であつても保険のことについては
はり農林大臣が所管をいたしてござ
います。そうしてまだかつて保険の
ことについて川島長官が大いに御研
究になつたといふことは寡聞にして
私は聞いておらないのであります。で
ありますからこれはまあ、あまり正面
から足鹿さんのような専門家がこれ
でやられるのはいかかと思ひますが、
それから第二の職員問題は、私の言
い方が少し悪かつたかも知れませ
んが、もちろん職員の身分の安定に
ついてはおしやるのとおりであります。
十分に私どもも意を用ひなければなら
ない、こゝろ考えております。

将来にわたつても十分に検討はいたし
てみたい、こゝろいふに考えます。

○長谷川委員長 安井吉典君。

○安井委員 閣内不統一の問題が
出まして大臣の答弁が長くなつたので
から、あと三十分ぐらいの間に質問
者二人おきまして十分時間を持た
ないで残念でございます。したが
いましてたくさんある問題のうち一
、二点だけ大臣にきよめたいと思
ひます。残り余の質問は次の機会
に事務当局にお尋ねをいたしたい
と思ひます。

先ほど足鹿委員の質問に對しま
して、掛け金の国庫負担割合の変
更に關しては、掛け金が増加する
分については、大臣は責任を持つて
補てん措置を講ずるということ
を言明されたわけでありませ
ん。私もそのお考えに對して、
責任を持つてというところに特に
力を入れた御発言でございました
ので、それをぜひ期待をいたした
と思ひます。ただ、もつとその問
題をさかのぼつて考えますと、今
度の法改正にあつては、掛け金
の問題を政府がお考えになりま
す場合のその考え方の基礎にお
いて、私は誤りがあつたのでは
ないか、こゝろいふふうな感じ
を受けるところです。今度の改正
によつて掛け金の国庫負担割合
は、従来よりも現段階において
ふえるのですか、現状維持
なんです。

○松岡(亮)政府委員 ほぼ同じでござ
います。

○安井委員 私はそこに問題がある
と思ひます。現行の負担を基礎と
して、現行の負担をふやさないよ
うに、あくまでそういうふうな基
礎をもつてこの掛け金の問題
を考えたといふところに、私は一
番大きな間違ひがあるの

ではないかと思ひます。つまり、
今度の改正が抜本的なものであ
つて、真に農民的なものになつて
いないといふ点は、足鹿委員も
先ほど指摘されたわけですが、
それにいたしまして、最近に
ない大改正として農民も大
きく期待をしてゐるわけ
です。だからこゝろいふ
ような場合に、國が一
銭もお金をよけい出さ
ないで、いまの負担を
そのままに据え置いて、
そういう形で改正をし
なくてはならない、そ
ういふかまへが私は問
題があると思ひます。や
はり改正の方向が大き
ければ大きいだけ、國
のほうも大きく自腹を
切るというふうなかま
へがあつて、初めて農
民の納得が得られるよ
うな改正ができるの
ではないか、こゝろい
ふふうに考えるわけ
であります。ですから、
今度の農民負担の掛け
金が変わつたといふ
ふうな基礎となりま
す。フアクターは、
きのうからの質問に
對するお答えである
いはまた経済局長の
資料の説明によつて
みますと、基準年次
のとり方が違つたと
いうこと、第二番目
には、基準共済掛け
金率を直接組合段階
で算定する方式に変
えたといふこと、そ
れから三番目には、
國庫負担共済掛け金
率を組合ごと、この
三つのフアクターが
、従来の掛け金と今
度の掛け金との変更
の要素になつてゐる
といふこと、こゝろい
ふふうな説明であり
ました。ですから、こ
のフアクターが三つ
あるとすれば、この
とり方のいかんによ
つて、従来よりも農
民の掛け金を上げ
ないで済むような法
律改正もできたはず
です。それをなぜしな
かつたか、その点
が、大臣。

○重政国務大臣 これは安井さん
も御承知のとおり、農家に、被害
のないところに、つまり被害に
相応した掛け金率に現状はな
つておらない。被害の少ない
ところに掛け金をよけい
します。その反面には、被害
の非常に大きいところに
掛け金率が比較的にい
へば少ない。こゝろい
ふような不満があつた
わけですから、これは
掛け金率を決定する
際の仕組みが親切に
できていなかったと
私は思ふのです。農
単位に被害率を算定
して、それを十七
から十七のブロック
に分けていくのであ
りますから、現実の
被害率といふものは
現実の災害の率と異
なつておる。そこに
不平があつたであ
りますから、これを
実態に合うよう
に被害率を直すとい
ふのが、今度の改正
になつておると私は
思ふのです。そ
ういたしますと、現
状の負担額が減る
ところはいいのであ
りますが、具体的に
いへばふえるところ
が出てくる。そこで
この制度の改正によ
つて掛け金率がふ
えたといふのはいか
ぬじゃないか、こゝ
ろいふ御主張があ
る。これはごもつと
です。しかし、理論
どおりにいへば、そ
れがほんとうなん
です。であります
が、実際はさうい
はない。そこで、ふ
えることは政府が
責任を持つてふや
さないようにいた
します、こゝろい
ふことを私は申し
上げて御了承を得
たわけなんです。そ
ういふことであり
ます。

○安井委員 大臣のおっしゃるの
は、旧来の掛け金率のあり方が
全くでたらめな、間違つて
いたものだといふやうな御趣
旨でいま言われたやうな気が
するのですが、こゝろい
ふやうなものではなかつた
と私は思ひます。そ
うして

また、今度の改正に従来のそのま
まを持てなければいけないというこ
とを私は申し上げておるわけじゃない
のです。私が申し上げておるのは、今
度の改正の場合に、このファクター
のとり方を大臣は固定したものだとし
て言われておりますが、これは法律の条
文ですから動かすことができるわけ
です。これを動かすような形において、
農家の負担がふえないような形でこの
ファクターを動かした、そういうふう
な改正案を出したならどうだつた
のか。つまり掛け金率の問題につ
いて、若干の変更を加えるのはやむを
得ないとしても、いままでの負担がふ
えないように、つまり国の予算をよけ
いづぎ込む形でやれば、そんな矛盾が起
きないで済んだと思う。つまり国の予
算を一銭でもふやさないで、従来の方
式を動かそうとするから、こういうよ
うな無理が起きておるわけです。全体
的に国がよけい金を出すというふうな
かまえてこの掛け金率を変えろとい
う問題に取組めば、今日のような混乱
は起きなかつたのではないかと、私は
そういう意味で申し上げておるわけ
です。どうですか。

○重政国務大臣 御承知のように、現
状では国は掛け金の六割を負担して
おる現状である。そのほかに事務費も
国は負担し、ふん負担をしておる現状であ
ります。それから、理屈になりま
すけれども、国が全部を負担しなけれ
ば、やはり同様な不均衡というこ
とは当然望めないことである。そうい
うことは当然望めないことである。さ
ういふことは、現状の国の負担を前提として、公
平にいくように今度のこの改正はでき
ておる。ところが、そうならば、いま

よりふえるところが出てくるから、そ
れは国が負担をしよう、こういうので
ありますから、国の負担は、いずれに
してもそれだけの分はふえる。現状よ
り上がらないようにするといふのであ
りますから、その分は、国は助成金な
り何なりで出すことになりますから、
それはふえる、こういうことになるわ
けであります。

○安井委員 局長、そうですか。ふ
えないのでしょ。

それからも一つ、ついでにお尋ね
したいのですが、水稲だけに
は、きのう御説明の中では、上がる
のと下がるのと、大体半々だとお
っしゃったのですが、麦や陸稲につ
いてはどうですか。

○松岡(亮)政府委員 大臣が語られ
ましたように、国の負担は増加するの
でございます。この間から、足腰委員が
二億程度ではないかとおっしゃって
おりましたが、これはまだ三十七年産の
被害率を算定の要素に加えておられ
ませんので、はつきりしたことは申し上
げられませんが、私どもの試算とい
うか大ざっぱな推定では、二億円では
間に合わないのじゃないかというぐ
らゐに考えております。国庫負担は増
加するわけでございます。それから水
稲以外の陸稲、麦等につきましても、こ
れはいま具体的に申し上げられませ
んが、大体は同じような傾向になるで
はないかと思っております。

○安井委員 ですから、私が一番初め
に申し上げておるのは、法律をおつ
くりにするところの根本的にかまえてし
て、国庫負担を全くふやさないよう
なかまえていまの法律をおつくりにな
つておるわけですか。そしてあとで補助
金の形で二億なり何なりをお出しにな
るうとしておる。私が申し上げておるの
は、補助金とか何とかこそくなく手
段でなしに、最初から二億をその中
に突っ込んで、全体的に三つのファク
ターをアレンジすることによって負担
の重くなるような組合ができないよ
うな、そういうかまえてな最初から法
律をおつくりにならないか。別に
二億というものをお出しにならない
で、そういうものを込めて最初から率
そのものをお考えになったほうがよ
かつたのではないかと、このことを申し
上げておるわけです。

それからも一つ、陸稲とか麦に
ついては、これは大ざっぱな見方によ
りますとすいぶん上がるものが多いよ
うに思うのですが、その点はいかがで
すか。

○重政国務大臣 第二点については経
済局長から御答弁をさせていただきますが、第一
点の問題については先ほど申し上げ
しましたとおり、そういうことは実
際ではないのです。これは国がいま六割
の負担をいたしておりますが、かりに
これを七割負担をいたしてみても、
も、やはりそれはそれなりにいまのよ
うな被害率の決定の仕方では、実
際の被害の状態にマッチした公平な被
害率というものは決定できないこと
になっておる。そこで今度の公平な改
正をいたさなければならぬ、そうす
ればいまのよりにふえるところが出て

くる、ふえるところができてきたので
は実問題として農家の負担がふえる
から、政府は特別に助成金なり何なり
をもってこれをふえないようにしなけ
ればならぬ、こういうことになるわけ
であります。でありますから、いまの
安井さんのお話のようなあれでいけ
ば、全部これを負担するということに
ならざる限り、現在の不公平という
のは直らない、であるから、今度のよ
うにこれをやるのだ、こういうふう
に私は理解をいたしておるわけであ
ります。

○松岡(亮)政府委員 陸稲、麦につ
きましては、母集団が小さいために非
常にフレは大いのでございますが、陸
稲の場合は水稲と大体同じようなこ
うなると思ひます。麦のほうはふ
る組合が若干多い、こう考えてお
ります。

ね。それを一銭も上げないでコンス
タントなものに押えて、それで新しい掛
け金率をはいておるのです。だか
ら、いままであった傾斜を直してい
けばどこかで上がり下がりがあるわけ
です。そうでなしに、その上がり下
りのうちの上がる部分についてそれが埋
没するような形に国庫負担の総額を引
き上げていく、こういうふうな形
表をおつくりになつたりその他のい
ろいろな計算をなされば、いま補助金
を出すとかいうふうなこともなし
に農民もみんな納得した形でいい
ではないか、そういうふうな意味で私
は申し上げておるわけなんです。

○重政国務大臣 私はそういうふう
な御意見をよく検討してみますが、
負担をふやすにいたしても、これ
は公平に負担をしなければならぬの
だろーと思ひますが、二、三に国が負
担するといふわけにはいかないとい
うことになりまして、なかなかそう
簡単には、おつしやるような気が
ないかぬのじゃないかと思ひます。
な、結論においては結局同じこと
でありますから、全体として国の
いまの掛け金率を補てんするとい
うかあるいは助成金の形でいく
か、結論においてはさう御異存の
ありはすはないのじゃないかと私は
思ひます。そういうふうにとつ
御了承願ひたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 いま御質問の第
一点について、少し計算方式にわたり
ますので私から申し上げますが、現
状と改正とが変わる要素が三つある
わけでございます。つまり、まず基礎年
次が変わるということ、第二は被害率

ければ、こういう法案の審議はできないです。法律が通ってからやってみなければわからぬというものじゃないですか。ごまかすために、あなた方は上がる組合が幾つあるか下がる組合が幾つあるかという、そういう組合の数だけ資料に出してないじゃないですか。たとえば北海道であるとか長野県においてその負担割合というものはどう変わるかというのことは、やはりそれを把握して、いつでも答弁ができればいいじゃないですか。全国平均に見ればこれは国の負担割合が大体六四〇くらいでしょう。そうすれば結局農家負担の割合というものは三六〇だ、全国的に負担の割合というものを見ればそういうことになっておるが、しかし被害の程度の高い地域低い地域、その他結局通常とか異常とか起る異常の性格というものはその地域の中において特徴があるわけでしょう。被害率の高い地域においてはやはり農家の負担割合というものがふえるのは当然のことであるという冷然とした態度で改正が行なわれておるところに問題があるんじゃないですか。だからこのインデキ性はつきり言ってもらわぬと、こういふところに仕組みがあるとかこういふところにインデキがあるとかいふことを提案者の側からはつきりしなければ、国民はわからぬですよ、農民はわからぬですよ。その点を私は聞いておるわけです。

○重政国務大臣 北海道とか府県のまゝとめてのお話でありますけれども、全体としては現状とあまり変わらないのではないかと推定をすることができるとは、これは計算のことではありませんから、多少の増減のあることはや

むを得ぬが、大体としては同じことじゃないかと私は推測しておるのです。ただ、問題は、農家が、制度改正によつてよい掛け金をしなければならぬようになるかどうかということだと思ふのです。それは、こういう財政措置その他を講じて、そういうことにいたしません、こう言っておるのではありませんから、それでいいのじゃないでしょうか。それから非常に被害の多いところは、先ほど局長も申しましたように、従来は国の負担というものは、通常災害についてはおしなべて二分の一としてやってきておつた。ところが、今度はそれを、被害の高いところが二分の一以上、果進的によけいに国が負担するようにいたします、こういうことにおつておるのではありませんから、そう北海道でこれこれ言わぬでもいいように思ひますので……

○芳賀委員 それは全く不謹慎ですよ。かれこれの問題ではない。三年前から改正案を出す骨子というものを、われわれは——一方においては制度改正の協議会がずっと進行し、一方においては政府の制度改正案というものがまた用意されたわけですね。その昭和三十六年当時から、われわれは、今度の改正というものは、政府の意図するところはこういう危険があるということとを察知して研究を進めておるわけですね。だから、これが通れば、北海道をはじめ十四県は、農家の負担が高くなるのですよ。内容は、あなたより私のほうが知つてゐるのですよ。たとえば北海道においては、二百幾つの組合がそれぞれ現行の——たとえば三十七年度に料率改定が行なわれておるでしょう。これに対応して、今度の改正が行

なわれた場合には、北海道において組合別にどの程度負担が重くなるということとは、われわれのほうに全部計算ができておるのですよ。これはできておるから問題になるわけですね。北海道だけでも、総計すれば約一億四千万円農家負担がふえるのです。これは過重になるのですよ。これは重大問題じゃないですか。北海道とか東北、そういう高被害地域は、負担が高くなるからかつてにやめるといふわけにはいかないでしょ。被害の多いところが解散決議してやめてしまふのであれば、日本においてはこういう災害補償制度は要らぬということになるわけですね。やめたとしてもやめられぬような条件のもとに置かれておる農民に対して、制度改正の中に、被害の多いところは掛け金の割合が重くなるのはあたりまえだといふような冷淡な改正といふのは、われわれ絶対賛成できないです。しかもそれを附則の第十條において、当分の間、予算の範囲内で政令の定めるところに従つて措置する、これは農民を愚弄した附則じゃないですか。

それでは尋ねますが、この附則第十條の内容というものは、農林大臣と大蔵大臣の間においてどういふ了解事項が成り立っているのですか。どういふ内容の覚え書きが交換されておるか、それをまず聞かしてもらいたい。当分の間はいつまでをいうのであるか、予算の範囲内というものはどういふことをいうのであるか。それから現行料率との差額の計算をどうやるか。今度の改正によつても三年ごとに料率の改定をやるわけでしょう。そうすると、三十七年度に改定された料率が今後十年も二十年も基礎になるわけではないで

しょう。実際問題としてそういうことはできないでしよ。それと、これが改正されて今年三年ごとに料率が改定されるという場合、被害率は同じように出てくるとしても、料率が変わつてくれば一体何を基礎にしてその差額を算定するか。そうならば、差額を出すといふことになれば、現行法に基づいて計算のやり方を一方においては三年目ごとに試算して、それと改正された高い料率との差額を算出して、そうして常に国が負担するということにしなければ完全補てんということにならぬと思うのです。そうじゃないですか。まず大蔵省との了解事項あるいは大蔵、農林大臣のこの附則第十條に対する覚え書きがあればその内容をここで明らかにしてもらいたい。

○松岡(亮)政府委員 大蔵省との間に当分の間とは一料率の期間とするとか、そういうような具体的な取りきめあるいは了解事項はございません。われわれの考へております補助金の交付の仕方としては、農家負担の増加する割合に応じて差額を交付する、こういう考え方でございます。先ほど来都道府県別に見た国庫負担はどうなるかというお話でございましたが、従前は都道府県別に国庫負担率をきめておりましたためにそういうことになっておつたわけでありまして、今回は実際の組合あるいは農家の掛け金の料率ごとに国庫負担率をきめることになっておりますので、ちよつと実際問題として比較はできない、こういうことでござい

ます。○松岡(亮)政府委員 一料率期間にとどめるといふ具体的なことは大蔵省と別にきめておりません。こういうことを申し上げたわけでありまして。○芳賀委員 それは聞きようによつては全部農林省だけの判断でかつてにやれるようにも聞かれますが、そうではなく、逆でしよ。十分了解ができていないといふことは、この改正が行なわれて法律実施後において、何も話し合ひのできていない問題については、ことごとく大蔵省の主計官ぐらゐの指図で、あれもいかに、これも削れといふことで身動きがとれぬじゃないですか。だから、大蔵当局との了解事項というものは、従来の経緯から見ても、農林省の置かれてゐる財政執行上の力というものは微弱である。何でも大蔵官僚の、しかも下僚にあやつられておるような弊害があるから、そういう心配を除去するためには、法律なら法律の中にはつきり心配ないよう書いておかなければならぬといふことをわれわれは危惧しておるのですが、一体従来の負担率に比べて改正によつて上がった分は全部農民の納得できるような形で長期的に補てんができるというのですか。

○松岡(亮)政府委員 これは経緯から申し上げます。前の国会におきまして修正されました際に附則の規定が入つたときに、政府側として、財政上の見地もあるの十分検討したいといふことで答弁を申し上げておるわけでございますが、その際大蔵省として、この補助金をどうするかといふことについて、とつさの場合でもござ

いましたので、まだ農林省との話し合いが具体的にはできていなかったわけでございます。しかし、今度の改正については事前に大蔵省と話し合いをいたしまして、附則に定めている補助金は予算に計上するという事について了解を得ておるのでございます。

○芳賀委員 それでは委員長に申し上げる。この問題は非常に大事ですから大蔵大臣の出席を求めて、特にこの附則第十条に関する点については、大蔵大臣としての見解がいかなるものであるかという事をあわせて明らかにしないと、農林大臣並びに経済局長だけの一方的な答弁だけでは信用できませんから、この点については審議の關係上後刻ぜひ大蔵大臣の出席を委員長からおはからい願いたいと思ひます。

次にお尋ねしたい点は、いわゆる別表ですね、別表のつくり方に問題があるのではないか。いかにも超過累進方式という事を言っておるが、この内容を見ると、基準共済掛け金率が一〇以下は百分の五十が国庫負担割合ですね。それから掛け金率四〇までは国庫負担割合が百分の五ずつが累進していつてゐるわけですね。今度は四〇から七〇の段階までの間が百分の五、それから七〇から一〇〇までの間が百分の五、それから今度は一〇〇ずつはね上がったゐるわけですね。すなわち二〇〇、三〇〇という段階でその一〇〇の差というものは国庫負担割合が百分の十ということになってゐるわけですね。だから完全な段階を追った累進方式じゃないわけですね。被害率の低いほうに近い小刻みな点は百分の五ずつ上げていくが、だんだん掛け金率が高くなるに従つて、三〇について百分の五

とか、あるいは今度は一〇〇について百分の十とか、こういう小刻みな方をするから、高被害地の掛け金率率というものは当然高くなることになるのです。なせもつとまじめにやれないのですか。それをまじめにやれば掛け金率二〇〇以上ぐらいはおそらく一〇〇〇〇国庫負担という割合が当然出てくるでしょう。これはおかしいじゃないですか、超過累進方式でありますなんてこととは。あなた別表を見てみなさい。全くわれわれを愚弄したような別表をつくつて、こういう間違ひだけが今度の改正案に直されてゐないのです。前国会の改正案というものは引つ込まして、国会の御意思を尊重して、衆議院の修正案に基づいて政府の改正案を出しましたと言つておるが、農家負担をふやしてはいけないということ、昨年の本院における修正案の内容であつたでしょう。精神であつたと思うのです。そういうものを尊重して今度の改正案を立場を変えて出す場合には、当然一番大事な別表の策定については、やはりやり方を改めて出てくるのが当然であるにもかかわらず、前回の改正案と今度の改正案の別表内容は全部同じじゃないですか。こういうところに問題があると思ひます。農林大臣としては一体どう考へるのですか。

○重政国務大臣 これはただいま局長が申しましたように、衆議院で御修正になつた条項をそのまま今度は政府原案として入れて出してゐるわけでありまして。前に何も今の累進負担率というものゝを算定したのも何でもありません。今度出すにつきます。農林省として諸般の事情を考へて累進の率というものをきめたわけでありまして。現在は二分の一平均負担になつてゐるのでありますから、これをまた急激に変へるといふことも、これは考へなければならぬといふので、大いに意を用いた結果あつてふうな累進率にいたしましたのであります。それがために、しかし、現実の問題として被害の掛け金率がふえるという場合には、これはふやさないうちにいたします。これは財政措置によつてふやさないようになつてしまつて、こゝ言つておるのでありますから、そうえらくおしかりをこうむる必要もないのではないかと思ひます。要するに、ただ、自分の間云々ということについて大蔵大臣を呼んで、おまえだけじゃどうもだめだからということをおしやる。これは大蔵大臣を呼んで意見を聞いていただくのも一つの方法であらうと思ひますが、しかし、閣議の了承を得て提案をいたしておる法律案でありますから、今度は法律に書いておるのであります。ついで予算だけでこれこれやるといふのではないのでありますから、それらの点は十分に御承知のことと思ひますが、そういう軽微なものではないことを申し上げておきます。

○芳賀委員 いま大臣の言われた別表は、これは今度の改正案に新たに出たものじゃないでしょう。従来数度にわたつて国会に提案された、以前の改正案の内容の別表とこれは同じであるところの問題があるという事を私は指摘してゐるのです。これはあなたの勘違いであつて、今度の改正案だけにこういう別表が出たと思つてゐるが、そうじゃないのです。いままで数度国会に出された改正案です。その中の別

表と対照してもらへば、これは全部同じなんです。それじゃ衆議院の改正の精神を尊重してゐないじゃないですか。

その次に、今度は、組合別に共済掛け金の率をきめるから、その方が公平だと言つて、しかし、ここにまた問題があるわけですね。たとえば被害率にしても、全国平均の被害率は大体五・五〇ぐらいですが、これが中心であるわけですが、地域によつてはあるいは二〇から三〇ぐらいの被害率が中心になつた府県もあるわけですね。しかし、府県によつては、北海道のごときは大体一〇という被害率になるわけですから、そういうふうに地域によつて被害率に幅がある。その中で、今度は組合ごとに掛け金率をきめるといふ場合においても、この中心の線というものはおのずから一様ではないと思ひます。どの府県も大体五・五〇なら五・五〇を中心にした被害率であれば、それを中心として、組合ごとにその被害率をきめるものを把握して、そして掛け金率をきめるという場合には、これは全国どの地域においてもそれほど差異とか不公平といふものは出ないとしても、この被害の中心線といふものはそれぞれ違つたわけだから、たとえば北海道の中においても、五〇以下の被害の組合、地域があるとしても、それは二百幾つもの組合の中の一組合ぐらいしかなく、いふことになるわけですね。大体各都道府県地域における被害率の幅というものを中心にしてこの農家負担率といふものをきめなければ、これは非常に問題があるわけですね。低被害のところも高被害のところも被害率が同じであれば掛け金

率も同じであるほうが公平だ、こゝういふ考えが間違つてゐるのです。いままでは、高被害の地域に対しては、やはり国として特別の負担といふものをやつてきたわけでしょう。超異常のところは全額負担とか、通常、異常のところは二分の一とか、そういう特色といふものは今度の別表等によると全く失われてしまつてゐるわけですね。だから常變的に被害が多いという地域に対して特別の立法上の配慮といふものを講じなければ、ほんとうは農家負担の正しい意味における公平といふものは期することはできないと思ひます。こゝういふ点はやはり法案の審議の中で明らかになつてゐるわけですから、政府としても無理に悪い法案を通す気持ちはないでしょうし、与党自民党としても、何でもかんでも農民を苦しめて通さなければならぬといふほど、それほど無謀でもないと思ひます。だから、自発的に悪い点を認め、これは失敗したといふのであれば、われわれが審議の過程でそういう点は十分手直しをしてやる事ができるわけですから、詭弁を弄さないで、そういう点は欠陥があるとか、うまくないとかを質疑の中で明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

○重政国務大臣 何も詭弁を弄して農家に悪いようにしようなどといふことは毛頭考へておりません。いままで足鹿さんにも、安井さんその他に詳細にわたつて御答弁をいたしておりましたから、それで大体おわかりいただいたと思ひますが、いまの芳賀さんのお話を聞いておると、北海道のよ

お話であります、それはなりません。高被害のところに累進的に政府の負担をのけていたすようにいたします、こう言っておるのでありますから、いまよりよくなることは間違いない。そして各組合別に被害率を算定いたしますことは、それによつて実際の掛け金が、掛け金率の高くなることは、現状の程度の掛け金以上には掛け金をしてもらわぬでいようにはいたします、こう言っておるのでありますから、芳賀さんの言われることが、いろいろ言っておられますけれども、私はちよつと理解しにくいのですがね。

○芳賀委員 あなたとつまた議論をしたくないですけれども、しかし北海道がいまだでよりよくなるというのであれば、何も附則で当分の間というのなんというのを書く必要はないじゃないですか。高被害地域が従来よりも政府によつて手厚い保護を受ける、農家負担が軽くなるというのであれば、何も附則にあいまいなものを書く必要はないのじゃないですか。それじゃ何のためにあいまいなものを書くのです。北海道、長野とかいう十四県は、全部これは負担がふえるのです。負担がふえるということはおかたおかたおから政府もやむを得ず附則のほうで当分の間、ふえた分に対しては、これは国が負担しますというのを書いてあるのじゃないですか。あなたの言うように、高被害地域の負担がふえないのであれば、低被害地域は何もふえないわけじゃないのだから、それははしたほうがいいのじゃないか。自信があるなら、附則の十条というのを削りになつたらどうですか。何も必要がないのじゃないですか。あなたの言い分から言うと、北海

道なんか十分によくなるのだから、心配する必要がないとすれば、附則ははずしたほうがいいですよ。自信を持つて、今度の改正案というものは、いかなる場合においても負担がふえぬ、このほうがすっきりするのではないですか。それでは何のために附則十条なんというものを、わざわざ意味のないものをくつつけるのですか。

○重政国務大臣 どうも幾ら言つても理解してもらえないのだから、これはまた別の機会にじっくりお話ししたほうがいいかと思いますが、重ねてもう一ぺん私の考えを申し上げます。現在の被害率の算定は、各府県別に算定をいたしまして、それを各府県に十七とか十五とかいうものに割り当ててやっておりますから、現実の被害、組合のこうむる被害と被害率というものが合わない。そこで被害の起こる場所から比較的高い掛け金を徴収する。それから被害の非常に多いところは比較的その掛け金の額が少なく、こういうことで公平を欠きますから、そこで組合別の被害率の算定をいたすことにして、農家の不満の起こらないようにする。今度の被害率算定の改正であります。しかしそういうことをい

たしますれば、最も被害の多いところからそれ相応の掛け金をもらつていくことになる。現状よりも掛け金が高くなりますから、それでは農家のほうでも困るから、その超過した分につきましては、財政措置その他を講じまして、現状以上に掛け金が多くなつたというにいたします。これは今度のこの制度の改正の趣旨であります。私は理解をいたしております。

○芳賀委員 いままでは府県単位であることはわかつておるのであります。これを府県の中で知事の責任において知事に権限をまかして、そして十八段階に当てはめたわけです。この当てはめたり方の中に問題があつたかもしませんが、しかし府県別に見ると、何も不均衡であるとか不公平であるとかいふことにはならぬでしょう。今度は知事にもだれにもまかせないというのです。政府が直接全国の共済組合に対して掛け金率をきめるといふわけでしょう。このやり方は往々にして間違ひがあるのです。制度協議会の答申の内容にもそういうことはないし、それから前国会でいわれる事業団方式を採用した、この地域の組合別の掛け金率の決定についても、これは公団が政府に申請して、そしてきめる権限を持つたが、今度の場合にはだれにもまかせぬ、全国四千幾つかの組合は全部政府みずからやりますなんということを法律には書いてあるが、これは非常に問題がでると思つております。一体そんなことを言つてもできないでしょう。私が何を聞いたつて局長は何もわからないじゃないですか。そういうわからぬ者が全国四千幾つかある組合の実態を把握して、公平なものができるなんというところはならぬですよ。私がこれだけ言つても、あなたは政府案の非を認めないといふのであれば、きょうは時間関係があるから、これはまたゆつくり時間をとつて、あなたが納得してこれはうまくないといふことを言うまで私は質疑を続ける考えです。

もう一つ、この機会に角度を変えて一点だけ申し上げますが、いわゆる任意共済の問題です。これは全国共済協会と全国農協共済連との間で覚え書きが締結されたが、それに関連をして、今度は農協法の改正の中で、いわゆる共済組合の行なう任意共済の都道府県の連合会の建物共済の手持ち責任の部分を農協法に基づく全国共済連の建物共済事業に再保険することができるといふことが、今度は法律の中に出てきておるのですが、そうすると、農協法に基づくいわゆる共済事業、農協法の中の共済規定、これと農協法補償法、本法との今後の関係というものを一体どう考へておるか。この農協法の一部改正の中で打ち出しておけばそれでいいと考へておるか、それを受けて今後農協法の改正の中で、農協の共済事業として行なう建物共済等についてこの根拠の違ひ農協災害補償法によつて運営されるこの任意共済の建物共済事業との再保険関係というものが出てくるでしょう。これはやはり危険分散とか危険負担とかいうことを意味するわけですから、そういう場合には一体農協法の中でこれらの問題をどういうふうに受けて、遺憾のないような体制にするかという問題は、これはやはり明らかにしておく必要があると思つております。この点はどうか考へていただきます。これは大事なことです。農林大臣から……。

○重政国務大臣 初めの、被害率算定のことを国でやれば何かおかしい、県でやれば何かそのほうが公正だといふように聞こえるようなことを言われましてはたかたか、これは、御承知のとおり被害率の算定というのは、一応の方式があつて、そして被害の統計があつてやることがありますから、国がやると県がやると、それは大差はないと私は思ふ。ただ、違ふところは、県

単位で、県単位の被害を被害率を出して、それを十八段階、十七段階に割り当てるか、あるいは実際の被害に合うような被害率の算定をやるかというところが問題なのであつて、ちよつとどうも聞いておつてもわけのわからぬよう……。

第二の問題は、農協が再保険主体に、農協法による建物共済の、協同組合連合会というものが再保険の主体に今度の法律改正によつてなるわけでありまして、この農協法のほうは、事業の内容については規定を、その部分については今度やるわけでありまして、組織その他の問題は従来と変わりはありません。やはり農協法によつてやつていくわけでありまして、私は何らそこにおかしいところはないといふふうに考へております。

○芳賀委員 これは問題がある。いいですか大臣。それじゃ何のために任意共済関係ですよ。何のために農協法に基づく任意共済で、都道府県の共済組合連合会に対して、質的に違ひ農協が建物共済の再保険をしなればならぬかという根拠が不明確じゃないですか。再保険というものは何のためにするんですか。それは再保険をしなれば危険分散ができないのじゃないですか。ところが農協法による建物の共済事業は、これは風水害までみんな入れているじゃないですか。それを再保険措置がない。国もそれに対しては何ら危険分担をする制度がないといふところ、たとえば伊勢湾台風とか大きな災害が出た場合に、都道府県単位の連合会だけではこれはどうしようもないといふ、そういう欠点が多く出てきておるじゃないですか。そういうものを補

完するという意味で、今度は全国共済連に対して再保険の道を聞いたんじゃないですか。そうでなければいいということをはっきり言ってもらえはいいんです。そうするとその再保険を引き受けた側において、危険分担というものは当然責任の中から出てくるでしょう。それは農協の事業で、そういう新たな危険分担とか責任負担というものは事業の中で生まれてくる、制度の中で。そういう場合に、農災法の改正だけではそういうことがうたつてあるが、農協法の中では、それを引き受けた側の今後の体制というものをどうするかということに対してはまだ何も考えていないのでしよう。これはこの制度改正とあわせて今後の農協の行なり共済事業というものを強化して前向きにするにはどうすればいいかということが当然同時並行的に考えられなければならないと思うのです。こういう点はおかしいと思うのです。建物共済の問題については共済協会、全共連、全中の三団体の声明文によると、自民党の御方針を尊重しましてこういう覚え書きをつくりましたということが声明文に載っているが、これは当事者を参考人に呼んだときたしますが、一体農民の経済行為をやる団体がそういう重い責任を負うようなことになる場合に、一体何を考えておるかということにもなると思うのです。こういう点は事務的な問題でもあるから農林大臣はおわかりにならぬでしょうからして……。

○重政国務大臣 わかります。これは建物共済については農協系統の連合会でやりたい、こう言っておる、私の聞いておるところでは。そして、やりた

いというのだから再保険くらいして悪いことは一つもありはしない。そのほ

うが案ですよ。初めから全部の責任を

持つて再保険をやるほうが案なんだか

ら、そういうことをやりたいというよ

うな意向もあるし、また、いまお話し

になりましたように伊勢湾台風とか

なにかいうときには県だけでは困る、

再保険をやったほうがいいということ

は、これはもう当然のことなんです。

でありますからこれは渡りに船であり

ますから、私どもの考えとしては農協

系統のものに再保険をやってもら

う。こういう考えになったわけでありま

す。

○芳賀委員 これで午前中はやめます

が、ただ問題は、共済組合の行なり任意

共済は風水害は事故に入っているの

です。農協の行なり建物共済は、北海

道は風水害は入っておるがそれ以外の

都府県は風水害は事故対象になってい

ないのです。いいですか。こういう

ことが現実にあるから、私はこれを指

摘して農林大臣にただした。何もわか

らぬから、局長がわかれば答弁して

らいたい。

○松岡(元)政府委員 その点は十分両

団体も承知の上で、私どもも十分検討

した上で、了承したわけでございま

す。風水害が含まれておりますので、

農協系統としてはこれを引き受け

る場合に責任がかなり重くなるという

ことはございまして、どうい

う程度に付保するか、付保の方式をどうする

か、これは農協の他の建物共済事業と

は別な特別勘定になると思いますが、

したがって区分して経理されますので、

その区分された別の方式の共済に

ついて、共済の連合会はどれだけ付保

していくか、また料率をどうするか、

そういったことは専門家が十分検討し

て今後決定してまいる予定でございま

す。

○安井委員 資料要求をお願いしま

す。いろいろ資料をいただきました

が、畑作物の共済について農林省で

いぶん今日まで御調査されているは

ずでございますから、今までの段階にお

ける調査の内容、今後の見通し等につ

いて資料をいただきたいと思ひます。

○松岡(元)政府委員 承知いたしまし

た。

○長谷川委員長 次会は公報をもって

お知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時八分散会